

清浄海水の販売について

販売料金など

	殺菌海水	殺菌冷海水
料金(税込)	10リットル当たり3円	10リットル当たり10円
販売温度	常温(取水海水の水温)	6℃以下に冷却し販売
販売箇所	各1箇所(C棟陸送受入口付近に設置)	
販売期間	1月～12月	5月～10月(休場日除く)
販売時間	7時から16時まで	7時から16時まで ※売り切れ次第販売終了
最小販売単位	1回当たり 10リットル	
ICチップ	無償にて貸与	
給水時間	1,000リットル当たり 10分程度	
殺菌方法	紫外線殺菌	
海水取水位置	31番ホーム前	
水質検査	毎月	販売期間中毎月
精密検査(26項目)	年2回(6月・12月)	年2回(6月・8月)
平常検査(10項目)	年10回(6月・12月除く)	—
腸炎ビブリオ菌検査	5月～10月の毎月	—
一般細菌数・ 大腸菌群検査	—	6月・7月・9月・10月
水質検査機関	一般社団法人 宮城県公衆衛生協会	

※ 検査結果については市魚市場管理事務所にて結果の写しを無料にて交付します。

利用方法

- 1 市魚市場管理事務所(魚市場A棟2階)にて、「魚市場清浄海水給水施設利用許可申請書」を提出し手続きを行います。
 - 2 市水産課から使用許可書と同時に送付されてくる「使用料納付書」により、金融機関にて清浄海水施設給水施設使用料金を納付し、その領収書を持参のうえ、市水産課魚市場管理事務所に来所いただきます。
 - 3 魚市場管理事務所職員が、領収書により使用料の納付を確認し、申請者にICチップを渡し、さらに納付された金額をICチップにチャージします。
ICチップへのチャージの上限金額は、**20,000円**です。
 - 4 殺菌海水または殺菌冷海水販売装置に、ICチップを挿入のうえ購入数量を設定し、設定後に備え付けのホースにて持参したタンクに給水します。
- ※ 初回のICチップのチャージの際に、市水産課魚市場管理事務所職員から操作マニュアルを配付・説明するとともに、給水施設にて販売装置の説明を行います。

留意事項

- 1 利用状況によって販売期間や時間を見直すことがあります。
- 2 殺菌冷海水は販売数量が **1日平均20m³以下の場合** は、供給の停止を検討します。
- 3 事務所での受付時間は、**月曜日から金曜日の午前9時から16時まで**です。
(魚市場休場日と12月29日から1月3日までの年末年始を除く)

「 注 意 」

魚市場構内の他の給水施設から殺菌海水を取水することを固くお断りします。

今後、魚市場構内において、この販売施設以外から、殺菌海水を持ち出した場合には、警察に届け出ることも、あり得ますので十分に注意願います。

販売のフロー



販売装置

1 魚市場管理事務所にて使用許可申請



2 市から使用許可書・納付書の送付



3 市指定金融機関にて使用料等納付



4 申請者へのICチップの交付と購入金額のチャージ



5 販売装置にて清浄海水を購入

- ・市魚市場管理事務所(魚市場A棟2階)にて、「魚市場清浄海水給水施設利用許可申請書」を提出し購入に係る手続きを行います。
- ・手続きの際には、購入数量等を申請書に記入します。
- ・市魚市場管理事務所から使用許可書と使用料の納付書を送付します。
- ・市魚市場管理事務所から送付した、納付書で市・指定金融機関にて使用料を納付し領収書を受領します。
- ・その領収書を持参のうえ、市魚市場管理事務所に来所いただきます。
- ・事務所職員が、領収書により使用料の納付を確認し、申請者にICチップを渡します。
- ・ICチップに納付された金額をチャージ
- ・初回のICチップのチャージの際に、市水産課魚市場管理事務所職員から操作マニュアルを配付・説明します。
- ・新魚市場C棟陸送受入口付近の販売装置にて購入します。
- ・海水販売装置に、ICチップを挿入し、購入数量を設定します。設定後に備え付けのホースにて持参したタンクに給水します。